

令和6年度
財政援助団体等監査
結果報告書

武蔵村山市監査委員

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター	健康福祉部福祉総務課

3 監査の範囲

令和5年度の補助金等に係る出納及び関連する事務事業の執行及び令和4年度第1回財政援助団体等監査において確認した指摘事項の現在の状況についての確認

4 監査の期間

令和6年9月4日（水）から令和6年12月2日（月）まで

5 監査の方法

補助金が補助目的に沿って適切に執行されているか等を主眼として、補助金の対象事業の支出に係るものを中心とし、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。併せて、過去の監査において指摘した事項の現在の状況についても確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

- ア シルバー人材センターに対する管理、指導が適切に行われているか。
- イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ウ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金の額、交付方法、時期、手続等は適正か。

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画、予算書及び決算諸表と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。

- エ 補助金が補助対象事業以外に使用されていないか。
- オ 出納関係帳票の整備は適正に行われているか。
- カ 過去の監査における指摘事項の改善状況が現在も継続しているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太
内 野 和 典

第2 監査の結果

1 監査の結果

当該補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他関連する事務事業については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部福祉総務課

ア 管理、指導について

シルバー人材センターに対する管理、指導体制について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理、指導が行われている。

イ 補助金関係について

補助金の交付目的、交付方法や手続等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター

ア 現状について

シルバー人材センターの現状について、関係職員から説明を聴取したところ、現状においても、過去の監査における指摘事項について、改善・実行されている。

イ 事業執行について

管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理されている。

ウ 補助金関係について

補助事業の内容、補助金の算定根拠等について、関係職員から聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

エ 収支・決算状況について

令和5年度の収支・決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

オ その他について

個人情報の管理及び情報公開については、関連規程等に基づき、個人情報の保護及び情報公開を実施していることを確認した。また、過去の監査における指摘事項の現状について聴取したところ、改善状況が現在も継続していることを確認した。

2 要望等

(1) 健康福祉部福祉総務課

派遣職員との連携を図るとともに、理事として、また、経営の適正化委員会の委員として、市としての立場から意見をし、法人の円滑かつ適正な運営を図り、今後も、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターに対する管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター

今後も、公益社団法人として、市民から信頼される組織としての役割を十分に果たし、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献できるように、公正適切な事業運営を行っていただきたい。

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
武蔵村山市立のぞみ福祉園	社会福祉法人武蔵村山市 社会福祉協議会	健康福祉部 障害福祉課

3 監査の範囲

令和5年度の公の施設の指定管理に係る事務の執行

4 監査の期間

令和6年9月4日（水）から令和6年12月2日（月）まで

5 監査の方法

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は生かされているか。

イ 協定書の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者に対する指揮監督は適切に行われているか。

エ 業務の履行確認は業務確認書によりなされているか。

(2) 指定管理者

ア 施設の運営管理は適切に行われているか。

イ 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。

ウ 会計処理は適切に行われているか。

エ 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。

オ 利用促進のための努力はなされているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

内 野 和 典

第2 監査の結果

1 監査の結果

公の施設の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部障害福祉課

ア 概要について

武蔵村山市立のぞみ福祉園の設置目的、役割等について、関係職員から説明を聴取した。

イ 選定等について

指定管理者の選定経過、指定管理者との協定内容、指定管理料の算定等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 業務実績等について

指定管理業務総括評価結果について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理、指導されている。

エ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

ア 概要について

施設概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 決算状況について

令和5年度決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ 利用促進について

利用促進の取組について、関係職員から説明を聴取したところ、利用促進に向け、様々な取組をしている。

オ 業務実績について

業務報告書について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

カ 物品管理について

備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

キ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

2 要望等

(1) 健康福祉部障害福祉課

今後も、指定管理者制度を導入した目的、趣旨に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

今後も、引き続き、利用者一人ひとりの人権を守り、利用者が自立した生活ができるよう、利用者の主体性や、地域との交流を大切にし、利用者が地域の中で安心して暮らし、積極的な社会参加が図れるように支援する就労支援施設として、適正な管理運営を行い、事業の推進に努めていただきたい。

